



厚生労働省発健 0307 第 1 号
平成 31 年 3 月 7 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 根本



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 1 号に基づき、「予防接種法
施行令の一部を改正する政令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求めます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 高齢者の肺炎球菌感染症の発生及びまん延を予防するため、平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に限り、高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の対象者を拡大すること。（

附則関係）

- 二 この政令は、公布の日から施行すること。



厚 科 審 第 3 号
平成 31 年 3 月 7 日

予防接種・ワクチン分科会長
倉 根 一 郎 殿

厚生科学審議会長
福 井

次



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」について（付議）

標記について、平成 31 年 3 月 7 日付け厚生労働省発健 0307 第 1 号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。